

定款細則

(クライミング指導者資格に関する規定)

第1章

第1条 (目的)

この規約は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会（以下、「当協会」という。）の定款第4条に基づき、クライミング指導者認定に関して規定する。

第2条 (クライミング技術指導者認定資格)

当協会は次のクライミング技術指導者を認定する。

- (1) クライミング技術指導者

第3条 (プロフェッショナルクライミング技術指導者資格)

当協会は次のプロフェッショナルクライミング技術指導者を、クライミング技術指導者に合格した者のなかから認定する。

- 2、資格名称を「クライミングマスター」とし、当協会正会員とする。

第4条 (クライミングマスター資格の職域範囲)

クライミングマスターは以下の活動を有償で行なうことができる。

- (1) 当協会認定指導者としてクライミング技術を講習することができる。
- (2) 当協会認定指導者としてクライミング技術について講演、書籍の執筆が出来る。
- (3) その他のクライミング関係の業務を有償で行なうことができる。

第2章 認定機関

第5条 (認定機関)

クライミング技術指導者、レスキューマスター資格の認定は当協会のクライミング技術委員会がこれにあたる。

第6条 (クライミング技術指導者検定員と委嘱、および任期)

検定員研修に参加し、検定方法、評価方法、講習生の安全対策を研修の上、クライミング技術委員長の委嘱をもって検定員とする。

- 2、その任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 (クライミング技術指導者検定員の解任)

その地位にふさわしくない行為を行なった検定員は、クライミング技術委員会の議決により、解任することができる。

第8条 (クライミング技術委員会のクライミングマスター認定会議における議決)

クライミング技術委員会でのクライミングマスター認定会議における議決では、多数決制を採るのではなく、クライミング技術委員が、賛成、反対、保留の票を投ずることによって行なう。保留票は、賛成、反対の判断ができない場合の票をいう。

- (1) 可決は反対票がなく、一票以上の賛成票と、複数の保留票で可決する。
- (2) 否決は、一票以上の反対票で否決する。

第9条 (クライミング技術委員会の認定に関する情報の秘守)

クライミング技術委員会での認定審議内容、及び評価内容については、志願者の営業上で不利益や名誉を毀損する恐れがあるため秘守しなくてはならない。

第3章 クライミング技術指導者の検定

第10条 (検定受験の要件)

クライミング技術指導者の検定を受けるものは以下を満たすものとする。

- (1) クライミング経験
 - ・ クライミング日数200日以上で自然壁経験が80日以上あること。
 - ・ 30ルート以上のマルチピッチルート登攀歴。
- (2) クライミング技術指導者として、人柄や能力の点で適正があること。

第11条 (クライミング技術指導者資格認定基準)

- (1) クライミング能力
 - ・ ロッククライミングルートにおいてデシマルグレード5.12aのオンサイト能力があること
 - ・ クラッククライミングにおいて5,10のオンサイト能力があること。
- (2) 指導技術
 - ・ フリークライミング技術指導
 - ・ ロープワーク、プロテクション技術、クライミングギア使用方法の指導
 - ・ レスキュー技術 (夏季、中級レスキュー技術者技術)
 - ・ 日本赤十字社「赤十字救急法救急員」相当の資格を取得していなくてはならない。

第12条 (検定の方法)

クライミング技術指導者の検定試験では、講習項目、内容毎に検定受験者に実技させる。検定を先に行ない、問題の箇所、知らない技術については講習する。また良かった内容については、どの点が良かったかを講評する。

参加者個々の技術レベルを超えていると思われるときにはその項目の検定を中止する、あるいはその受験生の検定を中止しなくてはならない。

第13条 (評価方法)

評価方法は別に定める評価表と減点表を用いて行ない、検定員による誤差をなくする努力をしなくてはならない。

実技審査項目はそれぞれ下記5段階評価を行なう。その上で、総合評価を行なう。

- ◎ 100点 実技が正しく素早くでき、理論を理解し、指導力もある。
- 75点 実技が正しく素早くでき、理論を理解している。
- △ 50点 実技をこなすことはできるが、理論を含め習得が十分と言い難い。
- ▲ 25点 実技内容の幾つかをできない。
- × 0点 出来ない。

第14条 (検定員の人数)

クライミング技術指導者検定では、検定受験者2名に対し1人の講師とする。

第4章 資格認定と会員登録

第15条 (資格認定)

評価終了後、クライミング技術委員長を通じて理事会に報告し、認定の承認をもって認定とする。

認定者には事務局を通じて速やかに認定証を送付する。

第16条 (正会員資格の申請と審査)

クライミング技術指導者認定されたものは、当協会の正会員（クライミングマスター）として認定申請することができる。別途に、日本赤十字社「赤十字救急法救急員」相当の資格を取得していなくてはならない。

提出書類は次のものとして、審査は書類審査で行なう。

- ・正会員申請書
- ・推薦状
- ・履歴書
- ・戸籍抄本
- ・健康診断書 応募の3ヶ月以内のものとする。
- ・クライミング技術指導論の論文 400字詰め原稿用紙10枚程度
- ・日本赤十字社「赤十字救急法救急員」相当資格の写し

第5章 資格更新・停止・剥奪

第17条 (クライミングマスター認定期間)

クライミングマスター資格の認定期間は5年とする。

第18条 (クライミングマスター資格の更新)

クライミングマスター資格は、資格更新研修を受け更新手続きをとることにより更新することができる。

2、クライミング技術指導者検定員は、更新研修を免除する。

第19条 (クライミングマスター資格の停止)

クライミング技術委員会は当該クライミングマスターに次の各号に該当すると認められる場合は、その資格を一年以内の資格停止とすることができる。当該クライミングマスターは資格保留者とする。クライミング技術委員会はこの旨、資格保留者に通知するとともに、理事会に報告しなくてはならない。

(1) クライミング技術指導中の重大な事犯によって他人に損害を至らしめた場合。

(2) 本会の名誉を毀損し、又はクライミングマスターとしての規律、秩序を著しく乱したとき。

第20条 (クライミングマスター資格の剥奪)

クライミング技術委員会は当該クライミングマスターが次の各号に該当すると認められる場合は、その資格を剥奪することができる。この場合、議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。クライミング技術委員会はこの旨を理事会に報告し、理事会の承認を持って資格剥奪とする。

(1) クライミング技術指導中の重大な事犯によって他人に損害を至らしめた場合。

(2) 本会の名誉を毀損し、又はクライミングマスターとしての規律、秩序を著しく乱したとき。

第6章 クライミングマスター章、会員章

第21条 (クライミングマスター章、会員章)

クライミングマスター章とは、別に規定する、バッジ、ワッペンをいう。バッジには正章と副章がある。ワッペンには正会員ワッペンとクライミングマスターワッペンがある。

2、ガイド証とはガイド身分証明書である。

第22条 (クライミングマスター章の表示と会員章の携帯)

講習活動中、及びクライミングに関する技術指導活動中は、クライミングマスター章を胸あるいは腕に表示し、会員証を携帯しなくてはならない。

2、クライミングマスターとしての会議、パーティ出席では正章を胸に表示しなくてはならない。

第23条 (クライミングマスター章貸与の禁止)

いかなる場合もクライミングマスター章の貸与を行なってはならない。

第24条 (クライミングマスター章、会員証の返却)

クライミングマスター資格を喪失した場合は、直ちにクライミングマスター章、会員証の返却を行なわなくてはならない。

2、紛失の際には、クライミングマスター正章は4000円、副章は3000円、会員証については3000円を弁償するものとする。

付 則

- 1、この規定の改定はクライミング技術委員会で策定し、理事会の承認により施行される。
- 2、この改定は前回の改定から2年を経ない場合は、改定できない。
- 3、前項に関らず総会において議決する場合は改定できる。
- 4、この規定を満足できないクライミングマスター資格者は施行初年度の2009年4月より2年間の期間を猶予する。2年経過後に満足できない場合はその資格を失効する。
- 5、この規定は2009年度5月13日より施行する。

一般社団法人 日本アルパイン・ガイド協会